

## お詫びと訂正

弊社刊行の『訪問看護実務相談Q&A 平成 24 年度改定版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2014 年 3 月 17 日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
15 頁	右側（グレーの部分）の上から 11 行目	訪問看護ターミナル療養費 <u>（届出）</u>	訪問看護ターミナル療養費	第 3 刷で修正
29 頁	表の難病等複数回加算の項目	<u>1 か所／週</u>	<u>2 か所で算定可。ただし、同一日の算定は不可。</u>	第 3 刷で修正
30 頁	特別な関係での算定の表の一番下の項目	<u>・通院日の訪問</u>	<u>（削除）</u>	第 3 刷で修正
64 頁	加算部分（精神科訪問看護）の表・医療機関の欄中、複数名精神科訪問看護の 7 行目	・保健師・看護師と看護補助者または <u>精神保健福祉士</u>	・保健師・看護師と看護補助者	第 3 刷で修正
69 頁	ケース 4 月 2 回特別訪問看護指示書算定可能な利用者（介護保険の利用者） 第 5 週 [6 行目] 未列	①②③算定可（ <u>医療保険・介護保険とも</u> ）	①②③算定可（ <u>介護保険のみ</u> ）	第 3 刷で修正
103 頁	Q2-36 A の 4 行目	在宅患者訪問 <u>静脈</u> 注射指示書	在宅患者訪問 <u>点滴</u> 注射指示書	第 2 刷で修正

104 頁	Q3-1 Aの1行目	訪問看護 <u>計画書</u>	訪問看護 <u>報告書</u>	第2刷で修正
139 頁	Q5-71 Aの2行目	特別管理加算 <u>(I)</u>	特別管理加算 <u>(II)</u>	第2刷で修正

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
85 頁	Q1-26 Aの1行目	<u>加算はとれませんが、訪問看護基本療養費は算定し、事業所の運営規程に定めた営業日以外利用料等の利用料金を示して、「その他の利用料」として請求が可能です。</u>	<u>夜間・早朝加算が算定できますので、訪問看護基本療養費に加算して請求してください。</u>	3月17日更新
182 頁	Q6-26 Aの1行目	特別の関係にある <u>主治医とのみカンファレンス</u> を行った場合は算定できません。	特別の関係にある <u>関係者とのみカンファレンス</u> を行った場合は算定できません。	3月17日更新